



環影第3号
令和4年6月7日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県環境影響評価審査会
会長 神谷 浩二



リニア中央新幹線事業に係る「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について」に対する審査会意見書について

令和4年2月2日付けで東海旅客鉄道株式会社から県に提出があった「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について」に対する、当審査会の意見は別紙のとおりです。

リニア中央新幹線事業に係る「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について」に対する審査会意見

第1 総括的な事項について

- 1 工事の実施に際して、事前に予測し得なかった著しい環境影響が生じた場合、又は予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに関係機関に報告を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 2 「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について（令和4年2月）」（以下「報告書」という。）において、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う環境影響検討項目として「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（平成26年8月）」で選定した項目のうち、温室効果ガス、動物及び生態系を検討項目としない理由を報告書に示すこと。
- 3 工事用車両の走行に係る環境影響評価の再検討が必要となった根拠となる各工事の年度別の走行台数を報告書に示すとともに、工事用車両の走行が集中する期間を明らかにすること。
- 4 報告書には、2工事*の予測及び評価の結果が表に示され、3工事*の予測及び評価の結果は本文中にのみ示されているが、報告書における環境影響検討の対象事業が3工事であることを明確にするため、3工事の予測及び評価の結果を表に追記すること。
- 5 本意見書の各項目を検討のうえ、報告書の記載内容を補正するとともに、環境保全計画書を作成及び更新すること。

第2 個別の環境要素に係る事項について

○大気質、騒音、振動

- 1 環境保全措置として報告書に記載した「工事の平準化」及び「車両の運行計画の配慮」に係る実施事項を具体化して、その内容を報告書に示すこと。また、環境保全措置を確実に実施して環境負荷の一層の低減を図ること。

- 2 工事用車両の走行に係る環境影響の予測結果及び環境保全措置について、地域住民に対して丁寧に説明すること。

※本意見書における「2工事」及び「3工事」は、以下の工事を指す。

工事名	工事内容	2工事	3工事
中央新幹線長島トンネル新設工事(名古屋方)	工事施工ヤード造成・本線トンネル掘削	○	○
中央新幹線日吉トンネル(武並工区)ほか新設工事	藤川高架橋	○	○
	工事施工ヤード造成・本線トンネル掘削	×	○